

第 49 回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 会議名       | 第 49 回安曇野市都市計画審議会   |
| 2 | 日時        | 令和 4 年 6 月 3 日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分   |
| 3 | 会場        | 安曇野市役所 3 階 議会全員協議会室   |
| 4 | 出席者       | 柳澤吉保会長、降旗幸子委員、佐原悦司委員、丸山康富委員、<br>増田英治委員、岡江正委員、峯村幸男委員、山根宏文委員、笠井明委員、<br>中村今朝子委員、藤本済委員代理：中村均建築課長、唐沢則夫委員 |
| 5 | 市側出席者     | 横山課長、山田補佐、城取係長、白坂係長、城田主事【都市計画課】<br>山越課長、中田補佐【下水道課】  |
| 6 | 公開・非公開の別  | 公開  |
| 7 | 傍聴人       | 0 人 記者 0 人  |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和 4 年 6 月 10 日   |

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 部長あいさつ、会長あいさつ
- (3) 議事  
審議案件  
安曇野都市計画下水道の変更（安曇野市決定）について  
意見聴取  
（仮称）穂高西原地区地区土地利用計画の策定について
- (4) その他  
立地適正化計画及び緑の基本計画の見直しについて
- (5) 閉会

【意見概要】

審議案件  
安曇野都市計画下水道の変更（安曇野市決定）について

○ 都市計画変更については理解できるが、先ほどの説明の中で、農業集落排水のところについては統合を検討しており、令和 8 年、令和 18 年に考えているということよいか。統合スケジュールの案ということで、右岸側は都市計画変更で入れる。そうしたらその反対側の左岸側の農業集落排水の部分は入れなくていいのか。入れておいて、このスケジュールの中でいくのが筋ではないかと思うがいかがか。

→ 統廃合計画については、農業集落排水の処理場についても統合していく。今回この都市計画審議会に諮っているのは公共下水道エリアということで、都市施設の範囲ということで示させていただいた。農業集落排水の区域については、特定環境保全整備という位置づ

けになるため、今回の審議の内容からは除外される案件と考えている。

今後の統廃合については、生野、中村については、令和8年度の供用に向けて統廃合を進める計画である。第2期統合ということで、押野を川西に令和18年供用開始を目指して、統合を行う。その後、令和27年を目安に川西地区の三つが一緒になった、川西浄化センターを明科経由で公共下水道アクアピアへ搬送するというような計画であり、都市施設の位置付けの関係で、今回お示しをさせていただいていないが、そのような内容になっている。

○ 農業集落の方も行うが、今回の都市計画審議会では、都市施設として位置づけられているものに対する決定をするということか。

→ そうである。

○ そのように地元への説明はしてあるのか。

→ 地元説明は、受け入れ側のアクアピアがある徳治郎区と、明科地域の各区長へ説明をしている。都市施設の性格的なところの説明が十分伝わっているかどうかは分からないが、今回の統合に向けた内容は既に説明済みで、今回それぞれの手続きを進めているところである。

○ 計画変更について理解した。

○ 処理面積について教えてもらいたいが、第2回変更のときの面積が3,489haで、先ほど面積が増えるのは区域外接続の分を取り込んだためと説明があったが、実際には面積が減っているのはどういう理由か。

→ 街中で、区域から除外した箇所も多々あり、その部分を除外したときに面積が減ったという経過である。

○ 除外した理由はなにか。

→ 管路については、遠くまで延伸するとコストがかかるため、そのようにコストがかかる部分については区域から今回外している。

○ 区域から外してそちらはどのような対応をするのか。

→ 今回、都市計画の部分が外れるので、当然認可区域からも外れる。いわゆる今後の水洗化率を向上していくという考えでいくと、合併浄化槽の補助金等を出す中で、水洗化率を向上させて行きたいと考えている。

○ 特に反対意見がある委員がいないので、口頭による簡易採決とする。議案を原案通りにすることに異議はないか。

○ 異議なし。  
意見聴取

(仮称)穂高西原地区地区土地利用計画の策定について

- 立地適正化計画の中で居住誘導区域外になると思うが、その場合に、3戸以上の特に10戸以上の場合に、市からの勧告があるのではないか。例えば、都市再生法の88条で記載されているものだが、居住誘導区域内で開発できないかとの指導はあったのか。立地適正化計画を策定しているので、その辺りも立地適正化計画の中に記載されていると思うが。
- 居住誘導区域以外で3戸以上の開発を行う場合には届出をする必要がある。あっせんの部分で、届出を課すことによって届出がいない区域に誘導するという趣旨があるわけだが、今回の計画については先ほどの説明の通り、周辺は既に住宅地に囲まれた場所であり、立地適正化計画では本来誘導する区域ではない場所だが、条例の手続き上は問題ない開発であると思う。
- 既に既存集落となっている部分については、法律上は立地適正化計画の居住誘導区域外でも大丈夫ということか。周辺の整備状況を見ると、特にこの土地利用条例からすると、適合していると考えられるが、法律でそれが大丈夫かどうかというあたりの確認が取れてれば結構だが、確認した方がよいのではないかと思うがいかがか。
- 15区画程の開発は、過去にも居住誘導区域外でも行われている例があるが、再確認させていただく。
- 緑で示された部分について、用途は何になるのか、誰が管理するのか。
- 開発上で3%の緑地を設けないといけないという制限から緑地になる。今後開発が進めば、都市計画法上の32条協議を行い、この緑地の部分と道路の部分については、基本は市に帰属となる予定。
- 市に帰属ということは、市で管理するということか。
- 緑地について、土地は市に帰属するが、通常の管理は地域の皆さんで行うのが今までの状況である。
- このような開発では最後に残ったところが緑地になる。売る方からすれば仕方がないが、我々設計をする側からすると、少子高齢化でこれから人が少なくなり、地域のコミュニティの問題を考えていくと、極力人とのコミュニケーションができるような環境をつくっていかなくてはならないと考えている。余った所を緑地にするとの考えではなく、若い人たちが居住したときに子供たちが安全に遊べる緑地を作っていただき、その中で人々がコミュニケーションできるような場を中心に揃えて、それから15区画をその周りに作っていくようなまちづくりを進めるのがよいと思う。  
安曇野市としてはそういった観点に立って、例えば一定の規模になれば公共的な公園や、コミュニケーションを取る場という意味合いのものを、ヨーロッパでは、街の真ん中あたりに据えて、皆さんが集い顔を合わせる場を作っていくようなまちづくりになるような指導をされたらいかかと思う。今のまま進むと、とにかく数字的にはクリアするが、他人事のような公園になってしまうと、管理の問題も誰のものなのか判らなくなってしまう。みんなのものだという意味では、地域で将来的な有事、災害時も含めて、みんな

なが声を掛け合えるようなコミュニケーションを取れるような場という意味で、顔を合わせる場を真ん中に持つてくるというような手法に指導いただければと思う。

- 区画割がされているが、これは決定ではなく計画案であり、これからまだ調整して作るわけである。今、発言のあったことはもともとで、このような区画をやったときには、できるだけ緑地の意図として、できるだけ皆さんからアクセスしやすいような場所がよい、出入り部分に緑があってもなかなか使われにくいかなと思う。

周辺は広い道路である。そうすると交通の面でも、小さい子とかが行ったときに危ないと思うが、まだ考慮する余地はあるのか。

→ 今のところ計画案ということである。また、説明会もこの状態でやっているのだから、全くこれが違うものになることは考えにくいかなと思う。開発地の北側が不整形なので、代理人も非常に苦労して区画割りをしているかなと思う。意見については、事業者に伝える。

- 農振除外はやむなしというところで意見を出した。この関係については農業後継者がなく、また周囲が住宅地ということで、これからも農業を継続することは難しいという環境の中であったためである。心配したのは、近くの拾ヶ堰、これからは100年に一度というような大洪水が数年に一度あるような状況なので、これからの開発については河川の近辺の開発をどのように許可を出していくのかを考慮した方がよいかなと思う。

- 農業後継者がいないという中で仕方なく出したということであるが、近くに溢水するような河川がある場合は、この後説明される立地適正化計画では、防災指針も相当厳しく追加することになるので、この辺りはどんな経緯で、あるいはそこも踏まえた上で、基本的に避難で対応できる場所なのか。

→ 市の防災マップ等で公表している中では、この区域も浸水する区域になると思う。そのような形になると、安曇野市中がほぼ全域的に浸水の区域になるという中で、工事などのハードで抑えていける部分もあるが、やはり限界があると認識している。そういった中では、居住する場所がどういうところかを知っていただく、またそうなったときには、どういう行動をとるかということをも市民にきちんと把握していただく活動も必要かなと思っている。立地適正化計画の中でも、今回防災指針を定めるが、その辺の考え方を示して、市民にも知らせていきたいと考えている。

- ここは1,000年に一度だとどれくらいの浸水があるのか。

→ 防災マップがあればどの辺りということは分かるが、基本的には拾ヶ堰に関しては堰になるので、取水元で止めればということがあると思うが、すぐそばに烏川等があるので、一概にどのくらいということは今お示しできない。市の方で公表しているものがあるので、ホームページ等で見れば確認ができる状態になっている。

- 1,000年に一度だと、長野県内の多くが浸水する状況であるので、そこにまちをつくれないうということではなく、何とか垂直避難で対応するというのが多いが、それは可能な状況か。2階建てであれば2階に垂直避難すれば大丈夫なのか。例えば10mとなると、3階以上でないとなかなか難しいが。

→ 10mまではいかないと思われる。5 m程が犀川沿いの、例えばインター周辺等だと思われる。一番危険なのは明科の三川合流付近か。

○ 先ほどの緑地の件で出た意見に大賛成であるが、やはり3%は緑地帯を作るという決まりの中で、土地は市に帰属され、その管理は住民の皆さんがおこない、往々にして10年、20年と経ったときに、この緑地帯の管理をすごく負担に思われる方が多い。他からも様々な声をいただく場合があり、やはり緑地をつくるときに、この地域のコミュニティの場という観点も、ぜひ持っていただきたいと思う。

後々に住民の皆さんが、みんなで管理していく土地なんだという意識を持ってやっていただければ、一番いいと思うが、まずは最初、出だしが肝心だと思うので、ぜひとも地域の皆さんが本当に活用できる場になるような緑地帯にさせていただきよう、お願いしたいと思う。

○ 事業者にはこのような意見があったということで、前向きに取り組んでもらうということと進めていくということになるかと思う。

青い道路については幅員何メートルか。

→ 6メートル道路である。

○ この形になれば、東西方向に比較的幅員の広そうなところがあるが、ここを通過していくということは考えられないか。このような計画を作るときに、道路をできるだけ通過交通がないように最低限の幅員にしたり、あるいはループ的な形にしたり、このぐらいの範囲であればループもできないわけだが、あるいは袋小路みたいな形にしたり等の検討はしたのか。

→ 開発地のすぐ北側には幹線道路の県道があるので、大半の通過交通はこちらを通るかと思う。一部考えられるのはこの開発地の西側に集落があるので、その皆さんが東に向かうのに、いままで大きく回っていたのがここを通るということはあるかもしれない、通る台数は限られているかと思う。

○ 6メートル道路の下に三角の土地が残るがここはどうなるのか。

→ 最終的には市道認定になるので、市道認定を受けるための隅切りを取ると、このような形になってしまうという状況である。三角に残ったところについては、今はまだ計画がはっきりしないが、事業者の説明ではゴミ置き場にするか、そうでなくても三角の状態を残せないで、同じように舗装をして、ゼブラを引いて車が通行できないようにして、一番広いところにゴミ置き場を置く予定もあり、今後変わる可能性があるが、そのような土地の使い方をするという予定でいる。

○ どうしても隅切りは必要なので、必然的にこの形だと三角形の部分はできてしまうが、ゼブラか、ゴミ置き場がまず考えられるが、これから詰めていくことになるのか。

→ そうである。

○ 先程の部分だが、所有は開発事業者がそのまま持っているという形になるのか。もう1

点、その道路の北側にかけて3本宅延という扱いでよいのか、特に位置指定道路という形をとらないということか。

→ 1点目の右下の三角の部分については、まだ協議中であるが、ゴミ置き場になるのか確かでないが、帰属になるのではないかと思う。現在協議中である。

2点目、当計画は3本宅延となる。ただ先程申し上げた土地利用審議会の意見の中では、やはり宅延は良くないので、1本2メートルで6メートルあるので、転回広場を設けて市道認定できるようにしたらどうかという意見が出たので、事業者には伝えてあるが、今の計画では宅延3本ということである。

#### 「意見集約」

・緑地の部分を誰が管理するのか、そもそも緑地の場所が、皆さんが集って利用して管理は当然だなと思ってもらえるような場所がいいのではないかということをお業者に伝えていただき、前向きに検討していただくようお願いをする。

・災害が激甚化していく中で、河川の氾濫を考えていかなければならない。確認ということで5mの浸水、5mもいかないということなので、この住民の方には、この場所がどういう災害が起こりやすいところなのかということをお説明いただき、それぞれが、災害が起きたときの避難行動をできるように指導いただくこと。

・下側の三角の部分については、どうしても隅切りが必要な状況であるので、やむなくこの形ができるが、ゼブラにしてゴミ置き場というのがまず考えられると思う。利用方法を業者と確認していただき、有効な利用をお願いする。市に帰属ということだが、これは緑地もそうだが、市に帰属といっても、管理についてはその中の住民に管理していただくということである。

3本宅延についても意見をいただいた。

土地利用条例上で、この場所にこのような住宅地というのは、住む人を誘導するということと言えば、前向きなものであるかということであるが、確認のため、居住誘導区域から離れている場合、勧告を業者に対して行うという法律があると思うので、その辺で法律上問題がないかどうかを再確認すること。

以上のように総括する。

#### その他

・立地適正化計画及び緑の基本計画の見直しについて

○ 先程の開発の件にも絡むが、新たに色々な土地の問題を市の方からやる場合に、ハザードマップのレッドゾーンのような、黄色とか赤の場所に関して土地が安い部分が存在しており、若い人たちは結構購入を検討するが、現在、国も県も、そのレッドゾーンでは補助金が出ない。住宅などをこれから建てようと思ったときに、国なり県の補助金を使おうとすると、それだけリスクがあるということだと思ふ。それでもそこに住みたいのであれば構わないが、そういう説明を後で聞いて驚くこともあると思う。この場でも出たが、なるべくコンパクトに、これからの人口減の中で、安曇野市で居住するにあたり、地価が安い場所を探すようになると、どんどん外へ広がっていくようになり、レッドゾーンのところへ行ってしまうので、コンパクト化を阻害することになるということもどこかで伝えていただきたい。極力街中に住むような誘導を進めていくと良いと思う。

- 立地適正化計画、要するにコンパクトプラスネットワークの形を実現するにあたって、皆さんに知っていただくような事例を書き込めないかという話だと思う。
- 事務局で工夫していただきたいと思う。せっかく作っても、住民の方にはよくわからないということになってしまうと、今ご指摘いただいたようなこともあるのでよろしく願います。

以上